

一般社団法人日本衛生検査所協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本衛生検査所協会（英文名 **Japan Registered Clinical Laboratories Association** 略称「**J R C L A**」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、衛生検査所の質を高め、信頼性の向上を図ることにより、国民の健康増進と医療及び公衆衛生の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 衛生検査所の運営管理の向上に関する調査、研究及び提言
- (2) 臨床検査の学術、技術の向上に関する調査、研究及び教育研修
- (3) 衛生検査所の精度管理の推進に関する調査、研究及び提言
- (4) 臨床検査に係わる国の施策に関する調査、研究及び提言
- (5) 臨床検査事業に係わる環境保全に関する調査、研究及び提言
- (6) 臨床検査事業に係わる労務及び安全衛生に関する調査、研究及び提言
- (7) 前各号に関する啓発、広報活動並びに臨床検査に関する理解促進
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 臨床検査技師等に関する法律に規定する衛生検査所の開設者若しくは開設者が指定する者であって、次条の規定により入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人、法人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で總會において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(正会員の資格)

第7条 法人である正会員にあつては、この法人に対してその権利を行使する代表者（以下「会員代表者」という。）1人を定め、会長に届けなければならない。

2 会員代表者は、複数の会員代表者を兼任できない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の一に該当する場合には、総会の決議によって、除名することができる。

(1) この定款又は規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の場合は、その会員に対し、総会の日から7日前までに除名の旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 衛生検査所を廃止し、又はその登録が取り消されたとき

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人又は団体が解散したとき

(5) 会費を2年以上滞納したとき

(6) 除名されたとき

(7) 総正会員の同意があつたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催し、臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会の決議に基づき会長が招集したとき
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会長に対して会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求があったとき

(招集)

第16条 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を臨時総会の日とする招集を行わなければならない。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 第1項の規定にかかわらず、解散の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

- 第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項のうち、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任する場合には、総会ごとにあらかじめこの法人に委任状を提出しなければならない。
- 3 第1項の場合における第19条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は電子署名する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
- 理事 27名以上36名以内
- 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、6名以内の副会長、2名以内の専務理事、3名以内の常務理事及び10名以内の常任理事を置くことができる。
- 3 この法人の会長及び専務理事を、法人法上の代表理事とする。
- 4 代表理事以外の理事のうち、副会長、常務理事及び常任理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第23条 理事及び監事は、正会員(会員代表者)で原則70歳未満の者の中から選出し、総会の決議によって選任する。ただし、理事のうち5名以内、監事のうち1名については、正会員(会員代表者)以外の者で学識経験者等の中から選任することを妨げない。

- 2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の關係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、代表権の行使を除き、その業務執行に係わる職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 6 常任理事は、会長、副会長、専務理事及び常務理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 7 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはそのおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。但し、その請求をした日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する。
- 5 監事は、理事会が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告しなければならない。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。また、増員のため選任された理事の任期は、他の現任理事の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事とし

ての権利義務を有する。

(役員の設定)

第27条 役員の設定は、原則満70歳とし、任期中に定年に達した場合は、任期満了までその職務を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、支部又は本部が推薦する場合には、総会において役員継続を審議する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 前項の場合は、総会において決議する前に、その理事及び監事に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、職務を執行するために要した費用を支払うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議をもって別に定める。

(名誉会長等)

第30条 この法人に、任意の機関として、名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与(以下、「名誉会長等」という。)をそれぞれ若干名置くことができる。

2 名誉会長等は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 名誉会長等の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 名誉会長及び名誉顧問の報酬は、無報酬とする。

5 顧問及び参与の報酬は、別途に定める。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備

(開催)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から、会長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法をもって、招集の請求があったとき
- (3) 第25条第4項の規定により、監事から会長に対し招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第34条 理事会は会長が招集する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第3号前段に該当する場合は、招集の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を臨時理事会とする招集の通知を各理事及び各監事に対して発しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、理事会の日の少なくとも7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は電子署名する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き又は電磁的に記録するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類又は電磁的記録を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類又は電磁的記録のうち、1号、3号、4号の書類又は電磁的記録については、定時総会に提出し、1号の書類又は電磁的記録についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類又は電磁的記録のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きく又は電磁的に記録するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き又は電磁的に記録するものとする。

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与えることはできない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 事務局その他

(事務局)

第46条 この法人は、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が定める。

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(その他事項)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従うものとする。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、定款第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、伊達忠一とする。

4 この法人の最初の業務執行理事は、江川洋、宮哲正、田澤裕光、赤澤寛治、福田和太、吉原伸一、箕輪正和、吉村洋一、金子孝義、久川芳三、古賀久敬、横山強、平崎健治郎、近本肥子、岡内伸介とする。

この定款は、平成25年 4月 1日から適用する。

この改定は、平成26年 5月27日から実施する。

この改定は、平成29年 5月19日から実施する。

この改定は、平成30年 5月25日から実施する。

この改定は、令和 2年 6月11日から実施する。

この改定は、令和 3年 5月28日から実施する。

この改定は、令和 4年 6月 1日から実施する。